

令和5年第7回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和5年6月12日午後7時30分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席者

玉野教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

出席事務局職員

木田教育部長、福本教育推進室長、矢野学校教育室長、石原教育推進室教育総務課長
高橋学校教育室学校給食課長、福永学校教育室学校教育課長、神吉幼児保育課副課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市教育委員会個人情報の保護に関する規則を定めることについて

協議事項

- 1 令和5年高砂市議会6月定例会提出議案に係る意見聴取について

議 事 議案 1 高砂市教育委員会個人情報保護に関する規則を定めることについて

○教育長 それでは、議案 1、高砂市教育委員会個人情報保護に関する規則を定めることについて協議いたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局 議案 1 について説明いたします。1 ページをお願いいたします。

昨年、個人情報保護に関する法律が改正されました。この改正により、国の行政機関、独立法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律や条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。

また、各地方公共団体の条例は、法律により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされました。これらを受けて、今年 4 月 1 日に高砂市個人情報保護に関する条例が施行されましたので、その内容に合わせるため、現在の高砂市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに高砂市教育委員会個人情報保護に関する規則を制定するものです。

説明は以上です。

○教育長 事務局からの説明は終わります。

御意見、ありませんか。

○委員 内容はほとんど変わらない状態ですね。だから、個別の教育委員会のものを市統一の分に定めたということだけですか、内容的には変わらない。

○事務局 法律自体が改正されましたので、その内容を受けて、市の条例が改正されました。その条例を受けて、教育委員会、市長部局それぞれが持っている規則をそのままつなげるという形の改正です。文章そのものはほぼほぼ変わってはいませんが、法律の運用自体は様々な変更がありますので、実際の運用に関しては違うことはございます。

○委員 これは何で今の時期なのでしょうか。

○事務局 こちらの個人情報保護に関する法律が、昨年度に改正されております。その改正を受けて、今年度に規則を制定するものです。

○教育長 他にありませんか。よろしいか。

分かりました。

それでは、承認の採決を採らせていただきます。

承認してよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 承認されましたので、お願いします。

議 事 協議事項 1 令和 5 年高砂市議会 6 月定例会提出議案に係る意見聴取について

○教育長 協議事項１、令和５年高砂市議会６月定例会提出議案に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 協議事項１、令和５年高砂市議会６月定例会提出議案に係る意見の聴取につきましては、資料の２ページをお願いいたします。

市長のほうから教育委員会に対しまして、６月定例会提出議案に係る意見の聴取がございます。予定では６月下旬に開会されるというところで、本日の意見聴取ということになっております。今回、６月定例会の提出議案につきましては、令和５年度の補正予算でございます。２ページから５ページにかけて、６月補正予算の内容を資料としてお示しをしております。

資料の３ページをお願いいたします。

まず、６月補正予算事業計画集計表でございます。

１つ目の外国人児童生徒サポート事業につきましては、在留期間が３６か月までの日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語習得や、習得が困難な教科の学習をサポートするためのサポート員を配置する経費として、増額の補正予算となったものです。

４ページをお願いいたします。

主要事業説明書で、目的、効果等についてまとめておりまして、補正予算額としましては３８４万円を計上したものでございます。

続きまして、３ページのほうに戻っていただきまして、２つ目と４つ目、小中学校給食事業につきましては、学校給食に係る材料費の高騰に対して、給食の質を落とさず提供するために、高騰分に相当する額の増額補正となったものでございます。

５ページをお願いいたします。

事業目的等についてまとめておりまして、事業費としましては、小中学校合わせて４７３万８，０００円を予定しているものでございます。

３ページに戻っていただきまして、３つ目と５つ目の小中学校施設建設事業と、６つ目の各公民館整備事業につきましては、アスベスト調査の結果、分析調査が必要と判定されたため、調査業務を委託する経費を計上するものでございます。小学校施設建設事業としまして６１９万３，０００円、中学校施設建設事業として２５２万８，０００円、各公民館整備事業として３１９万８，０００円を増額補正するものでございます。

簡単ですが説明は以上でございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 外国人児童生徒でサポートを受けている子供の数は、大体今どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○事務局 昨年度まで、県からのサポート員を使って受けていた者が、途中までで2名ほどいたのですけれども、もう既に切れてしまっております。今年度新たに2名、別の方がついていきます。さらに今ボランティアというような形で市の国際交流協会のほうから1名、日本語指導員という形でついております。そのほか、こちらが調査を進めたところ、このサポート員を必要としている児童生徒は合わせて今のところ5名と考えております。

以上です。

○委員 今、3年県費で取り付けて、期限を限ってやっているけど、なかなかうまくいっていないような子も現実にいると思うのですけれども、その後の分に関して市費でやるということですね。県費がついて、その期限が切れた子5名をサポートする、そういうことですね。

○事務局 はい。

○委員 これは何名ですかね。

○事務局 サポート員の人数ですか。

○委員 はい。

○事務局 サポート員の人数は今のところはっきりと何名とは決めてないのですけれども、今行っている方はこちらはもちろんですけれども、そこからもう1名増えて、2名ぐらいで5人の方をサポートできるのか、それとも、学校の要望に合わせて、2名ではやっぱり足りないのでしたら3名というような形ですけれども、このサポート員を一応要望しておるのは、児童生徒1人につき1名という形ですので、5名分の予算でいただいております。

○委員 これは5名分ですか。

○事務局 5名分です。

○委員 これは5名分で384万円ということですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 以上です。分かりました。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 小学校、中学校、公民館の設備事業の説明資料がないんですが、アスベストの調査をするということですよ。ちょっと少し説明していただけますか。

○事務局 今年の1月から5月にかけて、小学校ですと、中筋小学校、曾根小学校、米田小学校、中学校につきましては、荒井中学校、松陽中学校、鹿島中学校が令和6年度に工事する予定ですが、その工事をする部分について、スクリーニング調査というものを実施しています。アスベストが入っている建材というのは、大体年代で分かるようになっていきますので、図面とか施工した年月日とかで、おおよそこにはアスベストが入っているか、入っていないかというのを調査して、それが実際に図面と現場が本当に合っているのか、別の工事をしていないかどうかというのを現地で確認します。

それをすることによって、アスベストの調査をしないといけないという箇所を確定します。そこまでがスクリーニング調査で、5月末まで実施されました。その結果、必要箇所が確定しましたので、その箇所において建材の組織を取り、分析をする、アスベストが入っているかどうかを確定するというのが今回の調査になっております。

○委員 アスベストの危険性というのは随分前から言われていて、今、そういう現状に小学校、中学校、公民館がなっているということですか。工事を始めるのは令和6年度ですかね。

○事務局 そうですね。

○委員 取りあえず急な危険性はないという認識ですか。

○事務局 だんだんアスベストに関する基準というのは厳しくなっていますが、今一番危惧されているのは、工事とかで壊したりすることによって、アスベストと思われるものが飛んだりしないだろうかとということが危惧されているところなので、通常の生活においてそれが飛散するようなことはないということです。

○委員 はい、分かりました。

○委員 関連ですけど、40年前まででしたらアスベストが入っている可能性があるからということですよ。それぞれの建物は40年以上たっているということですかね。

○事務局 かなり古い建物は多くございます。

○委員 アスベストは天井裏とか、古いときには壁材としての石膏ボードが入っているし、それで前やったらクロス壁にも入っているという形があって、結局それは小学校やったらクロスとかそんなのは使わないけど、家庭やったら古いクロスを剥がすときに初めてアスベストが出てくるので、普段は飛んでこないということですね。

○事務局 そうです。

○委員 だから、前にあった体育館のはりのところとか、いわゆるさび防止のためにアスベストを吹きつけている、そういうのは前のときに取り外すということを1回やったのかなと思っていたんですが。

○事務局 いわゆる吹きつけのものについては一旦調査で1回取っているはずなんです。ただ今回、もうちょっと基準が厳しくなっていますので、改めて工事の際とかは事前に調査をしなければ、アスベストがあるものとして施工しなければいけませんので、そうなる飛散しないように仮囲いとかをしなければならいんですが、そうなってくると費用が莫大に上がってしまうということで、本当に必要な箇所というのをきっちりと先に調査するということです。

○委員 はい、ありがとうございます。

○教育長 ないですか。

それでは、協議事項についての協議が終わりました。何もなければ了承したと

いうことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、協議事項を終えさせていただきます。
 あとは連絡ございませんか。大丈夫ですか。

令和5年6月12日 午後7時45分 教育長会議の閉会を宣言
